

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の供用開始  
建築基準法に基づく道路の位置指定

(道路維持課) 六九一  
(建築指導課) 六九二

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等  
公共測量の実施

(環境生活政策課) 六九三  
(同) 六九三  
(農地整備課) 六九四  
(用地課) 六九四

## 告 示

岐阜県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の 年月日 ほか)
一般 国道	二百四十 八号	美濃加茂市田島町二丁目三 一〇番二地先から 同 市太田町七七六番二 二地先まで	一五五・〇	平成 二五・一〇・一八	昭和 二五・三・三

岐阜県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持

第 二 千 四 百 八 十 九 号

平 成 二 十 五 年 十 月 十 八 日

( 金 曜 日 )

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は変更の告示年月日)
県道	春日線 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町春日六合字堂ノ西二七六番一地从先から	同郡同町同字下ケ流九五四番一地从先まで	五六〇	平成二五・一〇・二二	平成二五・一〇・二二
		揖斐郡揖斐川町春日六合字東開戸八一三番二地从先から	同郡同町同字同八二番地先まで	三三〇	平成二五・一〇・二二	平成二五・一〇・二二

岐阜県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は変更の告示年月日)
------	-----	---	---	----------	---------	--------------------------

一般国道	二百五十六号	加茂郡東白川村神土字下中山二七八〇番二地从先から	同郡同村同字同二七六九番二地从先まで	六五〇	平成二五・一〇・二六	平成二五・一〇・二六
------	--------	--------------------------	--------------------	-----	------------	------------

岐阜県告示第四百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により公告する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指月日定
瑞穂市穂積字中原一七七三番四	四〇〇	三・七〇	岐西建築第九号の三一	平成二五・四・二
羽島市正木町曲利字村前一一九七番四	五〇〇	三・四八二	岐西建築第一四号の一四	同 七・一九
瑞穂市十九条字河原一〇二番四	四〇〇	三・九〇	岐西建築第一四号の一五	同 八・二三
羽島郡岐南町伏屋八丁目二二〇番四	四・五	二九・六	岐西建築第一四号の一六	同 七・三
羽島市福寿町本郷字鐘鏝一五七〇番九	四〇〇	三・九三	岐西建築第一四号の一七	同 八・六
揖斐郡池田町青柳字村東一四三番九	六〇	五・五	岐西建築第一四号の一八	同 八・一九
羽島市竹鼻町狐穴字寺東一三〇八番五	四〇〇	一七・四	岐西建築第一四号の一九	同 九・二三
羽島郡笠松町北及字高坪一六三八番四	四〇〇	二九・五七	岐西建築第一四号の二〇	同 九・二
山県市大字高富字夜鳥九〇五番四の一部	六〇〇	一八・九	岐西建築第一四号の二一	同 九・九

<p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利</p>	<p>特定非営利活動法人の設立認証申請</p>	<p>公 示</p>	<p>（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）</p>						
			<p>東濃建築事務所</p>	<p>中濃建築事務所</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>		
<p>土岐市御幸町二丁目四一番三から 同番四まで</p>	<p>幅員 （メートル） 四〇・二</p>	<p>延長 （メートル） 二五・五</p>	<p>指定番号 東建築第六二 号の四</p>	<p>指 定 日 平成 二五・九・二</p>	<p>美濃加茂市加茂野町加茂野字浦一 六五番四</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇〇</p>	<p>延長 （メートル） 六・七</p>	<p>指定番号 中建築第四一 号の六</p>	<p>指 定 日 平成 二五・七・五</p>
<p>同</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇三</p>	<p>延長 （メートル） 四六・四</p>	<p>指定番号 中建築第四一 号の七</p>	<p>指 定 日 同 七・二</p>	<p>同 市西町五丁目一四三番四</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇〇</p>	<p>延長 （メートル） 五・三</p>	<p>指定番号 中建築第四一 号の八</p>	<p>指 定 日 同 七・三</p>
<p>同</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇〇</p>	<p>延長 （メートル） 五・七</p>	<p>指定番号 中建築第四一 号の九</p>	<p>指 定 日 同 八・八</p>	<p>美濃加茂市本郷町四丁目六一番四</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇〇</p>	<p>延長 （メートル） 五・二</p>	<p>指定番号 中建築第四一 号の一〇</p>	<p>指 定 日 同 八・二</p>
<p>同</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇〇</p>	<p>延長 （メートル） 六五・四</p>	<p>指定番号 中建築第四一 号の一</p>	<p>指 定 日 同 九・三</p>	<p>同 市同 町四丁目字下久手 一七九三番四</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇〇</p>	<p>延長 （メートル） 九・五</p>	<p>指定番号 中建築第四一 号の二</p>	<p>指 定 日 同 九・三</p>
<p>同</p>	<p>幅員 （メートル） 六〇〇</p>	<p>延長 （メートル） 二四・五</p>	<p>指定番号 同</p>	<p>指 定 日 平成 二五・九・五</p>	<p>本巣市海老字道下一六二番八</p>	<p>幅員 （メートル） 四・五</p>	<p>延長 （メートル） 二四・五</p>	<p>指定番号 同</p>	<p>指 定 日 平成 二五・九・五</p>

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。  
平成二十五年十月十八日  
岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年九月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きらきら
- 三 代表者の氏名 中島 裕子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市浅木二六二番地三三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がい児者及びその家族に対する支援事業を行い、その家族の健康と生活の質の向上を図り、障がいを持つ人たちの地域における共生を推進し、地域社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。  
平成二十五年十月十八日  
岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年九月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆいはうす
- 三 代表者の氏名 森 ケイ子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市岩倉町一丁目三一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、結いの心「助け合い共に生きる」の精神に基づき、高齢者、認知症高齢者、障がいのある方やその家族の方々の心の声を聞きながら、その人らしいあたりまえの生活や考え方を尊重し、個々の利用者の立場に沿った居宅介護事業やいきがいくりに関する事業を行

い、共に生きるやさしい地域づくりの構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年九月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあらいず和

三代 表 者 の 氏 名 山口 佐織

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一スマイルガー

デン1003号

五 定款に記載された目的 この法人は、すべての子どもたちとハンディキャップのある方（高齢者を含む）に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年十月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メタセコイアの森の仲間たち

三代 表 者 の 氏 名 興膳 健太  
四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣八二番地一  
五 定款に記載された目的 この法人は、環境保全に関わる技術や思想の学習を希望するすべての人と、環境教育の体験学習を必要とする教育団体等に対して、自立と協治の精神のもとに、感動的で品質の高い環境教育に関する事業を行い、もって環境と調和して暮らす文化の発掘、維持、創造に寄与することを目的とする。

望するすべての人と、環境教育の体験学習を必要とする教育団体等に対して、自立と協治の精神のもとに、感動的で品質の高い環境教育に関する事業を行い、もって環境と調和して暮らす文化の発掘、維持、創造に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を大野町長、揖斐川町長及び神戸町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
おおの地区	大野町役場 揖斐川町役場 神戸町役場	平成二五・一一〇・一一八

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 作業期間

平成二十五年九月二十七日から

同 年十二月二十七日まで

四 作業地域

海津市及び養老郡養老町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により八百津町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

八百津町

二 作業種類

公共測量（数値撮影、標定点測量、数値図化、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十五年八月十三日から

同 二十六年三月二十日まで

四 作業地域

加茂郡八百津町

平成二十五年十月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社